

富良野市と北海道旅客鉄道株式会社との
訪日旅行者（インバウンド）に関する連携協定書

富良野市（以下「甲」という。）と北海道旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携・協力を強化し、以下のとおり訪日旅行者（インバウンド）に関する協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、訪日旅行者（インバウンド）の観光誘客の促進や地域資源の活用、及び地域経済の活性化に資する取り組みを推進することを目的とする。

第2条（連携事項）

甲及び乙は、前条の目的を達成するため、以下の事項について連携・協力する。

- （1）観光資源及び観光情報の発信に関すること
- （2）鉄道を活用した観光誘客に関すること
- （3）地域イベントやキャンペーンの連携に関すること
- （4）地域特産品のPR及び販売促進に関すること
- （5）持続可能な観光の推進に関すること
- （6）その他、地域活性化に資する事項に関すること

第3条（実施方法）

前条に掲げる事項を実施する場合は、効果的に取り組みを推進するため、必要に応じ情報交換を行い、事項ごとに具体的な取組内容や実施方法等を当事者双方の担当部署間において協議の上、実施するものとする。なお、本協定に基づく施策の具体的な取扱い等については、必要に応じ別途書面により定めるものとする。ただし、本協定と個別の書面の内容が異なる場合は、個別の書面に定められた内容を優先して適用する。

第4条（費用負担）

本協定に基づく施策に要する費用の負担については甲乙協議の上、必要に応じ別途書面により定めるものとする。

第5条（見直しおよび解除）

本協定の内容は、必要に応じてその都度甲乙協議の上、書面により見直すことができる。

また、甲及び乙が本協定の目的を達成することが困難と判断した場合、相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

第6条（有効期間）

本協定の有効期間は、締結の日から2026年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも異議がない場合は、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

第7条（守秘義務）

甲及び乙は、本協定及び本協定に基づく施策の検討並びに実施を通して知り得た相手方の情報を、相手方の事前の承認を得ずに、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。本協定の有効期間が満了し、又は本協定が解除された後も同様とする。

第8条（協議）

本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2025年11月19日

(甲) 富良野市弥生町1番1号
富良野市
市長

北 猛 俊



(乙) 札幌市中央区北11条西15丁目
北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長

綿 貫 泰 之

